

ヒアリング項目のご説明について

2022年11月 9日

一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター

1. ヒアリング内容について

- ア 基準認証制度のマニュアルに盛り込むべき項目
- イ 欧米基準試験データの活用のためのガイドラインに盛り込むべき項目
 - ・ 登録証明機関における特性試験審査のマニュアル化
 - (例) 申込者に提出を求める試験データ項目
 - 当該試験データ項目で不足しているデータの提出
 - 当該試験データの評価基準など
 - ・ 欧米基準試験データを活用する際のベストプラクティス など
- ウ Q & A 集に盛り込むべき項目

上記ご質問のうち、イについては、技術基準及び試験方法の見直しが今後行われ、どのような形になるかははっきりしない段階では、お答えするのは困難と思われれます。

このため、ア又はウのいずれかに該当する情報になり得ると思われるものについて、以下で答えさせていただきます。



2. 解説書やQ & A集に入り得る情報案について

(1) 既存ガイドライン類について

解説書やQ & A集に盛り込む内容としては、これまで発行されているガイドライン類が考えられます。

ガイドライン類の作成者は、総務省、I C C J等があり、公表の状況もまちまちです。（関係者の共通認識を示すものとして公表されていないものもあります。）

登録証明機関や、登録外国適合性評価機関の中にはこうした内容を十分に認識していないところもあると思われること、また、申込者にも広く理解いただけるようにするためにも、解説書やQ & A集で周知するとともに、現在公表されていないものも含めて、総務省の定めるガイドラインとして新たに制定、公表頂くことが望ましいと考えられます。

ガイドラインの例

- ① 技術基準不適合無線機器の流通抑止のためのガイドライン
（2020年12月15日、総務省が報道資料で公表）

- ② 同一認証番号とする場合のガイドライン
（I C C Jが策定。最新版は、第3.1版（2022.4.28）として電波利用ホームページで公表）

- ③ Body-SARに関する制度の運用のガイドライン
（I C C Jが策定。最新版は、第1.1版（2018.1.25）として電波利用ホームページで公表）

（注）I C C J：情報通信認証連絡会

総務省、登録証明機関、登録認定機関、C I A J、関係団体（オブザーバ）で構成



2. 解説書やQ & A集に入り得る情報案について

(2) 具体例について

以前のヒアリングの際に、

「同じレポートなのに、登録証明機関によってデータの受入可能な範囲や、受け入れたデータの処理方法が異なり、結果（合否）が異なるということにならないよう、登録証明機関の判断に委ねられる事項が出ないよう（曖昧なところがないよう）お願いしたいと思います。」（資料3-4-2、5枚目）

と申し上げましたが、測定データ以外でも、登録証明機関により解釈が異なると、証明の可否に影響があり得ると思われます。申込者にとっては、申込先によって証明の可否が変わったり、必要な書類が変わることは好ましくなく、こうした解釈の相違ができるだけ生じないようにすることが望ましいと思われます。

なお、TELECは他の証明機関に申し込むことはないため、他の機関の解釈については厳密には分りませんが、ご相談で伺う話等から解釈に幅があると考えられる例を以下にご説明します。



2. 解説書やQ & A集に入り得る情報案について

(ア) 無線設備の構成（範囲）について

以下のような情報があることから、認証の対象となる無線設備の範囲について改めて説明することが考えられます。

(例)

①衛星地球局の無線設備で、アンテナとODU (Out Door Unit) (増幅を行う屋外装置) のみで (IDU (In Door Unit) (変復調等を行う屋内装置) を含めずに) 認証

②ローカル5Gの無線設備はCU (Central Unit)、DU (Distributed Unit)、RU (Radio Unit)、アンテナ等で構成されるものと考えられるが、CU及びDUなしで認証

③無線機本体と空中線をつなぐケーブルを考慮しないで認証 (ケーブルの有無、ケーブルの付替えを考慮せず)

(イ) EIRPの偏差について

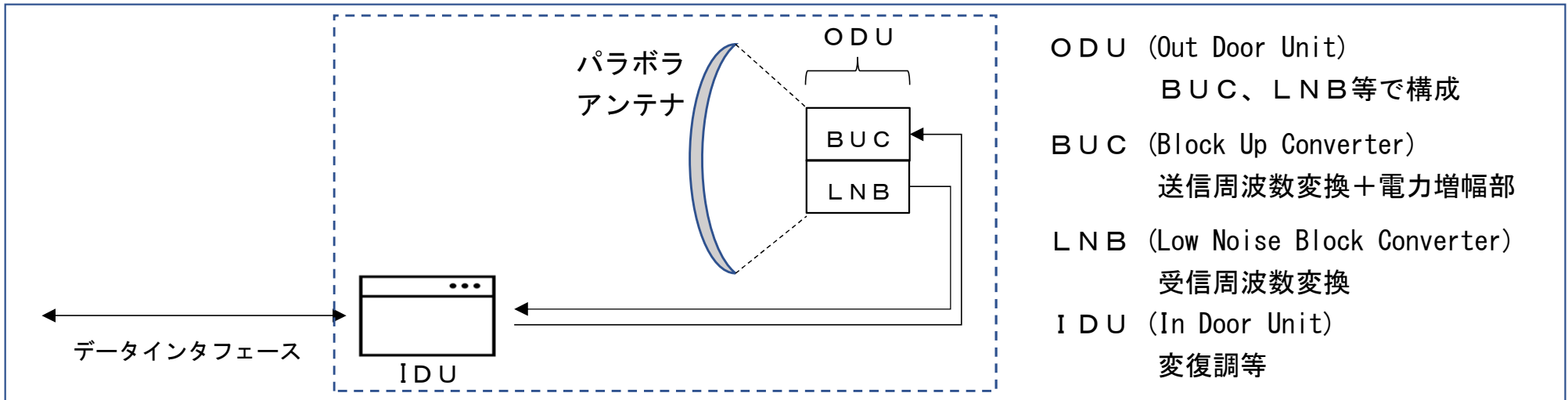
空中線電力については、定格値+20%などの偏差が認められておりますが、等価等方輻射電力 (EIRP) の規定があるものについては (偏差のない) 上限値で規定されています。このEIRPについても偏差があるものとして認証されているとの情報があることから、改めて説明することが考えられます。

(注) EIRPとは、空中線電力に与えられた方向の空中線の絶対利得を乗じたもの

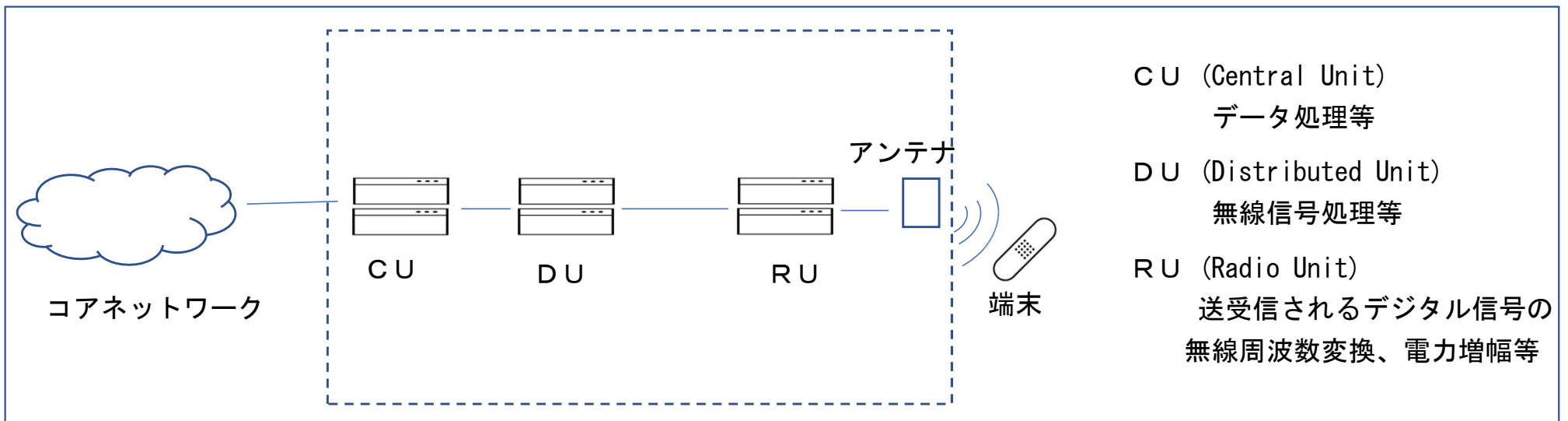


(ご参考) イメージ図

①の具体例 (VSAT地球局)



②の具体例 (ローカル5G基地局)





2. 解説書やQ & A集に入り得る情報案について

(ウ) 確認方法書について

工事設計認証の場合、確認方法書を提出する必要がありますが、証明規則別表第4号で求められる記載内容の存在のみ（資料の有ることのみ）を示せばよいとしているとの情報がありました。

登録証明機関に提出すべき内容については、電波利用ホームページにQ & Aがありますが、具体的な記載例等を含め、示していただくことが望ましいと考えられます。

(参考) 確認方法書の記載事項（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 別表第4号より）

	事項	記載内容
一	組織並びに管理者の責任及び権限	法第三十八条の二十五第一項の義務(以下「工事設計合致義務」という。)を履行するために必要な業務を管理し、実行し、検証するための組織並びに管理責任者の責任及び権限の分担が明確にされていることの説明
二	工事設計合致義務を履行するための管理方法	工事設計合致義務を履行するために必要な特定無線設備の取扱いにおける管理方法に関する規程が具体的かつ体系的に文書として整備され、それに基づき工事設計合致義務が適切に履行されることの説明
三	特定無線設備の検査	工事設計合致義務を履行するために必要な特定無線設備の検査手順その他検査に関する規程が文書として整備され、それに基づき検査が適切に行われることの説明
四	測定器その他の設備の管理	特定無線設備の検査に必要な測定器その他の設備の管理に関する規程が文書として整備され、それに基づき測定器その他の設備の管理が適切に行われることの説明
五	その他	その他工事設計合致義務を履行するために必要な事項

))) (ご参考) 総務省電波利用ホームページFAQより (抜粋)

(5) 確認方法について

質問29 確認方法書は何を最低限記載するのでしょうか？

回答29 証明規則別表第4号で要件を規定しています。

質問30 証明規則別表第4号1「組織」とは、無線設備の関連する部門のみを記載すればよいのでしょうか？

回答30 工事設計書に基づく無線設備のいずれもがその工事設計書に合致することを確保するために必要な品質管理に関連する部門についての記載が必要です。無線設備の製造や輸入等に全く関連のない部門については必要ありません。

質問31 証明規則別表第4号1「権限」とは具体的に何を表すのでしょうか？

回答31 下部組織に対して指揮・命令を与えることができる組織上の能力のことです。通常、例えば「職務分掌規程」や「職務権限規程」といった規程により権限の分担が明確にされていることが多いようです。

質問32 証明規則別表第4号2「工事設計合致義務を履行するための管理方法」とは何を表すのでしょうか？部品購入から出荷までの管理体系を記載すればよいのでしょうか？QC(Quality Control : 品質管理)工程図を記載すればよいのでしょうか？

回答32 「管理方法」とは、無線設備を工事設計書に合致させながら製造や輸入等の取扱いを行う義務（工事設計合致義務）を適切に履行するために必要な品質管理に関する方法のことです。

この管理方法に関する規程が具体的かつ体系的にマニュアル等の形式で文書として整備され、それに基づき工事設計合致義務が適切に履行される状況であることの説明を記載していただきます。品質管理の範囲は、製品や部品の受け入れ検査や製造検査、最終検査等の品質管理に係る全ての行程が含まれます。

なお、QC工程図や品質管理マニュアル自体等は、必ずしも確認方法書に添付する必要はありません。確認方法書として記載すべき事項は、これらの管理方法に関する規程集が具体的かつ体系的に文書として整備されていて、それに基づき工事設計合致義務が適切に履行される状態にあること具体的な説明であって、工程図やマニュアルの名称を言及することはあっても、マニュアルの膨大な記載内容をそのまま確認方法書に記載することは、必須ではありません。



2. 解説書やQ & A集に入り得る情報案について

(3) その他

技術の進展等により状況が変化することから、Q & Aは随時更新して頂くことが望ましいと考えられます。その際は、以前のヒアリングの際に申し上げましたが、米国FCCのKDBが参考になると考えられます。

○米国FCCのKnowledge Database (KDB)

<https://apps.fcc.gov/oetcf/kdb/index.cfm>

認証に関わる取組として、米国では、試験機関や認証機関が、試験や認証に関してFCCの技術局に質問した内容とその回答がKDBとして公開されています。検索機能も付いており、試験方法に関する疑問の解消に役立つとともに、試験方法の共通化についても有力なツールになっているものと思われます。

(資料3-4-2、6枚目)

TELEC